

第3号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について

(山田40生産緑地地区ほか13地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更（神戸市決定）

1. 都市計画生産緑地地区中、山田50生産緑地地区、山田51生産緑地地区、有野37生産緑地地区、有野146生産緑地地区、伊川谷63生産緑地地区、北別府34生産緑地地区、竜が岡14生産緑地地区の計7地区を廃止する。
2. 都市計画生産緑地地区中、山田40生産緑地地区、有野41生産緑地地区、道場21生産緑地地区、伊川谷56生産緑地地区、伊川谷92生産緑地地区、玉津82生産緑地地区、北別府42生産緑地地区の計7地区を次のように変更する。

| 名 称 | 面 積 |
|-------------|----------|
| 山田40生産緑地地区 | 約 0.07ha |
| 有野41生産緑地地区 | 約 0.70ha |
| 道場21生産緑地地区 | 約 0.42ha |
| 伊川谷56生産緑地地区 | 約 0.16ha |
| 伊川谷92生産緑地地区 | 約 0.39ha |
| 玉津82生産緑地地区 | 約 0.21ha |
| 北別府42生産緑地地区 | 約 0.25ha |

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市では、平成3年の生産緑地法の改正に伴い、平成4年に新たに生産緑地地区の都市計画決定を行った。その後、農地の集合化が行われた場合や農業の継続が困難となった場合等に都市計画の変更を行っている。

このたび、農業の主たる従事者の死亡や故障等の理由により、農地の適正な保全を図ることが困難となった生産緑地地区について廃止又は変更を行うものである。

(参考) 変更の概要

1. 変更内容

農地として保全することが困難となった生産緑地地区の廃止・変更

| 地区名称 | 変更前 | 変更後 | 増減 | 備考 |
|--|----------|----------|-----------|----|
| 山田 40 生産緑地地区 | 約 0.14ha | 約 0.07ha | △約 0.06ha | 変更 |
| 山田 50 生産緑地地区 | 約 0.09ha | — | △約 0.09ha | 廃止 |
| 山田 51 生産緑地地区 | 約 0.11ha | — | △約 0.11ha | 廃止 |
| 有野 37 生産緑地地区 | 約 0.13ha | — | △約 0.13ha | 廃止 |
| 有野 41 生産緑地地区 | 約 0.99ha | 約 0.70ha | △約 0.29ha | 変更 |
| 有野 146 生産緑地地区 | 約 0.47ha | — | △約 0.47ha | 廃止 |
| 道場 21 生産緑地地区 | 約 0.47ha | 約 0.42ha | △約 0.05ha | 変更 |
| 伊川谷 56 生産緑地地区 | 約 0.19ha | 約 0.16ha | △約 0.03ha | 変更 |
| 伊川谷 63 生産緑地地区 | 約 0.10ha | — | △約 0.10ha | 廃止 |
| 伊川谷 92 生産緑地地区 | 約 0.46ha | 約 0.39ha | △約 0.07ha | 変更 |
| 玉津 82 生産緑地地区 | 約 0.46ha | 約 0.21ha | △約 0.24ha | 変更 |
| 北別府 34 生産緑地地区 | 約 0.16ha | — | △約 0.16ha | 廃止 |
| 北別府 42 生産緑地地区 | 約 0.35ha | 約 0.25ha | △約 0.10ha | 変更 |
| 竜が岡 14 生産緑地地区 | 約 0.21ha | — | △約 0.21ha | 廃止 |
| 廃止：7 地区，△約 1.28ha 変更：7 地区，△約 0.85ha | | | | |

2. 変更前後対照表

| | 変更前 | 変更後 | 増減 |
|-----|------------|------------|-----------|
| 地区数 | 494 地区 | 487 地区 | △7 地区 |
| 面積 | 約 105.44ha | 約 103.31ha | △約 2.13ha |